

陸 上 自 衛 隊 第 5 施 設 団 仕 様 書			
名 称	商用観測衛星による撮影等 技術援助役務	調達要求書番号	
		作 成 年 月 日	令和6年4月16日
		作 成 部 隊	第5施設団本部
1 総 則			
1.1 適用範囲			
本仕様書は、陸上自衛隊第5施設団による商用観測衛星による撮影等技術援助役務について規定する。			
1.2 用語及び定義			
本仕様書で使用する用語及び定義は、GLT-CG-Z000001及びGLT-CG-Z500002によるほか、次による。			
1.3 引用文書			
本仕様書に引用する次の文書は、本仕様書に規定する範囲内において、本仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。			
a) 仕様書			
GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書			
GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書			
b) 法令等			
特定秘密の保護に関する訓令（平成26年防衛省訓令第64号）			
秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）			
2 技術援助に関する要求			
2.1 技術援助対象装備品等名・実施場所・期間・人員・作業内容			
技術援助対象装備品等名・実施場所・期間・人員・作業内容は、調達要領指定書によって指定する。			
2.2 技術援助の実施			
契約の相手方は、部隊等の検査・監督官の指示を受け、技術支援を実施するものとする。			
2.3 技術援助の内容			
技術援助の内容は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次による。			
a) 操作、点検、試験、計測及び故障探求・修理の技術支援			
b) その他の技術的事項に関する指導			
2.4 指定場所以外への派遣			
契約の相手方は、指定場所以外に派遣の必要が生じた場合は、契約担当官等に申し出て指示を受けるものとする。			
2.5 技術支援提供者の資格			
技術支援対象者（以下、“派遣員”という。）の資格は、対象装備品等に関する技術支援を実施するために必要な専門的技能を有するものとする。			

2.6 作業記録等

- a) 契約の相手方は、作業記録（役務完了調書）による所要事項を記入し、検査・監督官の承認を受けるとともに、検査官を経て契約担当官等に提出するものとする。
- b) 契約の相手方は、対象装備品等に故障が発生した場合、故障状況報告書により所要事項を記入し、検査・監督官の承認を受けるとともに、検査官に提出するものとする。

3 品質保証

3.1 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等の定める監督・検査実施要領による。

3.2 その他

修理を実施した部位・部品について、本来の性能等が低下してはならない。

4 その他の指示

4.1 かし条項の適否

契約の相手方は、かし条項に該当する場合は、契約担当官に申し出るものとする。

4.2 秘密保全

契約の相手方は、特定秘密の保護に関する訓令（平成26年防衛省訓令第64号）及び秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）（以下、訓令等という。）に基づく立ち入り禁止区域に立ち入る場合は、訓令等に基づき許可を受けて立ち入るものとする。また、業務の実施に際して直接、間接を問わず秘密に関する事項については、訓令等に基づき秘密の保全を行うものとする。

4.3 官の設備等を使用

官の設備等を使用する場合は、当該実施場所の許可権者の許可を得て、官の設備の使用するものとする。なお、契約の相手方は技術援助のための当該駐屯地等の入出手続き等については、当該駐屯地の定めるところによる。

4.4 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表1による。

表1－提出書類

番号	書類名	部数	提出先	提出時期	備考
1	作業記録表 (役務完了調書)	a)	a)	各日の終了後 速やかに	—
2	故障状況報告書			必要の都度	—

注 a) 部数及び提出先について、調達要領指定書に指定する。

4.5 その他の必要事項

その他の必要事項については、調達要領指定書によって示すものとする。

4.6 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

調達要領指定書	調達要求書発簡番号	
	調達要求番号	
	調達要求年月日	令和6年4月26日
	作成部課	第5施設団本部
	作成年月日	令和6年4月16日
品名	商用観測衛星による撮影等技術援助役務	
仕様書番号		
指定事項：		
<p>2.1 技術援助対象装備品等名・実施場所・期間・人員・作業内容</p> <p>2.1.1 実施期間・実施場所</p> <p>a) 全般（撮影・解析支援等） 令和6年6月3日（月）から令和7年3月31日（月）</p> <p>b) 撮影</p> <p>1) 令和6年6月3日（月）から7日（金） 霧島演習場</p> <p>2) 令和6年7月16日（火）から21日（日） 日出生台演習場</p> <p>3) 令和6年10月23日（水）から30日（水） 日出生台演習場</p> <p>4) 細部撮影時期は、官側との調整による。</p> <p>c) 解析員の派遣</p> <p>1) 令和6年6月3日（月）から7日（金）のうち1日 霧島演習場</p> <p>2) 令和6年7月16日（火）から21日（日）のうち2日 日出生台演習場</p> <p>3) 令和6年10月23日（水）から30日（水） 日出生台演習場</p> <p>4) 細部派遣時期は、官側との調整による。</p> <p>2.1.2 撮影対象場所</p> <p>a) 霧島演習場及び日出生台演習場</p> <p>b) 細部撮影地域は、官側との調整による。</p> <p>2.3 技術援助の内容</p> <p>霧島演習場（鹿児島県）及び日出生台演習場（大分県）の地形、植生及び人工物の撮影状況を確認するため、商用観測衛星（光学及び合成開口レーダ）を用いた各種地上目標の画像情報を収集するための撮影技術及び画像の解析（解析員の派遣を含む。）に係る役務</p> <p>2.3.1 商用観測衛星（光学及び合成開口レーダ）の性能・諸元及び各種地上目標物の撮影</p> <p>a) 商用観測衛星（光学及び合成開口レーダ）に具備すべき性能・諸元</p> <p>1) 推奨条件（オフナディア角）のとき、以下の分解能と面積で撮影できるSAR衛星であること。</p> <p>アジマス分解能：1.0m以上</p> <p>グラウンドレンジ分解能：1.0m以上</p> <p>撮像面積：5×5km²以上</p>		

- 2) 推奨条件のとき、以下の分解能と面積で撮影できる光学衛星であること。
アジマス分解能：0.5 m以上
グランドレンジ分解能：0.5 m以上
撮像面積：10×10 km²以上
 - 3) 撮影データを見やすく加工できる。
 - 4) 霧島演習場及び日出生台演習場の主要部分の撮影が可能（細部撮影箇所は官側との調整による。）
- b) 商用観測衛星（光学及び合成開口レーダ）による各種地上目標物の撮影
- 1) 撮影準備及び撮影：契約相手方による。
 - 2) 撮影周波数（合成開口レーダ）：Xバンド
 - 3) 撮影数
令和6年6月3日（月）から7日（金）の間、合成開口レーダ1回
令和6年7月16日（火）から21日（日）の間、光学2回、合成開口レーダ2回
令和6年10月23日（水）から30日（水）の間、光学4回、合成開口レーダ16回
- ### 2.3.2 撮影した画像の解析
- a) 商用観測衛星（光学及び合成開口レーダ）による撮影画像の解析（人工物の抽出、類識別等）（解析員の派遣を含む。）
この際、AIを活用した解析を実施（AIのディープラーニング等を含む。）
 - b) 細部の解析内容は、官側との調整による。
- ### 2.3.3 基礎資料の整備等
- a) 商用観測衛星（光学及び合成開口レーダ）に対する地形、植生等による影響範囲について、試作判断ツールを用いた検証及び地図上（日出生台演習場、各島等）での整備
 - b) 細部の地域、内容、提出要領等については、官側との調整による。
- ### 2.3.4 その他
- a) 契約の相手方は、官側の指示を受け、技術援助を行うものとする。
この際、技術援助に必要な器材、撮影器材等については契約相手側が用意するものとする。
その他の器材については別途官側との調整による。
 - b) 天候、気象、電波干渉及びその他の理由により画像データの提供が期間中困難となった場合、官側と調整の上、早期代替案を提出して調整することとする。

4.4 提出書類

4.4.1 撮影データ等の提出

- a) 商用観測衛星（光学及び合成開口レーダ）による撮影データ（解析含む。）
- b) 提出時期
 - 1) 令和6年6月3日（月）から7日（金）の撮影後、別示する時期
 - 2) 令和6年7月16日（火）から21日（日）の間、撮影の都度
 - 3) 令和6年10月23日（水）から30日（水）の間、撮影の都度
 - 4) 細部の提出物、提出時期、提出要領等については、官側との調整による。

4.4.2 検証結果（評価）等の報告

- a) 商用観測衛星（光学及び合成開口レーダ）に関する検証結果（評価）及び地図上での整備データ
- b) 報告時期
 - 1) 令和6年6月3日（月）から7日（金）の撮影後、別示する時期
 - 2) 令和6年7月16日（火）から21日（日）の撮影後、別示する時期
 - 3) 令和7年3月の別示する時期
- c) 報告場所は小郡駐屯地を基準とする。
- d) 細部の報告内容、時期、場所、要領等については、官側との調整による。

4.5 その他の必要事項

- a) 本役務は、特定秘密の保護に関する訓令（平成26年防衛省訓令第64号）及び秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）（以下、訓令等という。）に該当するため、業務の実施に際して、直接・間接を問わず知り得た秘密に関する事項については訓令等に基づき秘密の保全を行うものとする。
- b) センサー等の不具合に伴う撮影不備、修理、部品交換及び整備は契約相手方の負担とする。
- c) 提出された撮影データ及びそれに付随する情報（撮影条件等）については、官側の判断により研究協力機関等に対し、提供できるものとする。
- d) 本仕様書に疑義がある場合には官側と調整するものとする。
- e) 細部問い合わせ先

陸上自衛隊第5施設団本部第2科 近藤 和明

高田 彩

0942-72-3161 内線221